

平成26年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 私立学・大学振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
現状と課題	<p>(1) レンタルラボについて（指摘1）</p> <p>産学連携センター内の貸室5室のうち2室を内部使用しており、レンタルラボ本来の目的が達成できていない。レンタルラボのあり方を改めて検討する必要がある。</p> <p>また、レンタルラボの貸室料が公立大学法人移行時の平成18年以降据え置かれており、産学連携センター以外の県立大学の標準賃料に比べると2割程度低くなっている。「貸付に関する規程」の標準賃料に従い賃料を改定する必要がある。</p>	<p>レンタルラボの機能・規模については、ガラス工学研究センターとしての使用状況や設置経緯などを踏まえ、産学連携センター運営委員会等で議論し、ガラス工学研究センターの移転は行わず、地域共生センターの実験室のうち2室をレンタルラボとすることとして、今年度から利用できるよう実験室の整備等を行いました。</p> <p>また、レンタルラボの貸室料（月額使用料）については、産学連携センター運営委員会で議論し、今年度から、本学標準単価を根拠とする貸室料とすることとして平成28年3月に関係規程を改正しました。</p> <p>※レンタルラボ 大学との共同研究を行う企業等に有料で貸し出す実験室</p> <p>※産学連携センター 産学官連携の拠点として大学と産業界等との共同研究等により企業の研究開発や企業の新規事業の創出を支援するとともに、大学の教育研究活動の推進を目的として、平成11年6月に設置された県立大学附属施設</p>

平成26年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 私立・大学振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
公的研究費の管理	<p>(20) 利益相反マネジメントが不十分である (指摘9)</p> <p>利益相反マネジメント規程に定められる自己申告書が未整備であるため、これを早急に整備したうえで、1年に1度は、必ず利益相反マネジメント会議を開催し、自己申告書の内容を検討しなければならない。</p> <p>なお、過去に寄付を受けた取引先に物品を発注する場合は、利益相反マネジメント委員会に事前もしくは事後に報告し審議するべきである。</p> <p>また、過去には少なからず自己申告書の提出洩れがあると考えられるので、必要に応じて過去にさかのぼって確認し利益相反マネジメント委員会で審議しなければならない。</p>	<p>平成 27 年 7 月に利益相反マネジメント委員会を開催し、過去にさかのぼった自己申告書の内容や学内周知方法について確認し、全教職員を対象に自己申告書を提出させることを決定しました。(自己申告書は平成 26 年 8 月に整備済)</p> <p>平成 27 年 9 月の各学部教授会で、利益相反マネジメントの必要性等を説明した上で自己申告書の提出を求め、対象者全員から提出がありました。自己申告書および過去に寄附を受けた企業等からの物品購入実績をもとに学内の利益相反状況を把握し、審査対象については平成 27 年 12 月の利益相反マネジメント委員会で審査したところ、全員について利益相反の問題が生じている懸念はないとする実施結果を得ましたので、12 月 25 日付けでその旨公表しました。</p> <p>今後は毎年、産学連携に係る全教職員を対象に前年度分の自己申告書を提出させ、利益相反マネジメント委員会を開催し審査してまいります。</p> <p>※利益相反マネジメント 教員等が産学官連携活動等に伴って得る利益と、その教員等の大学における責任が相反する状況を適切に管理することで、産学官連携活動を進めている教職員等を支え、その能力が最大限に発揮できるような環境を作り、大学自らの社会的信頼を確保しつつ社会への説明責任を十分に果たすことにより、産学官連携の推進に伴う懸念を払拭していくこと。</p>

平成26年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 私立・大学振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
授業料等	<p>(23) 除籍者に対する未納授業料の取扱いについて (指摘10)</p> <p>除籍者に対する未納授業料については、法的債権がある以上、適時督促を行う必要があると考える。</p>	<p>除籍者に対する未納授業料については、平成 27 年 1 月と 7 月に督促を行い、結果 669 千円回収しました。また、平成 28 年 1 月にも督促を行いました。 今年度以降も、除籍者に対して年 2 回の頻度で未納授業料の督促をしていきます。</p>

平成26年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 私立・大学振興課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
契約管理	<p>(33) 大学の入札発注手続誤りによる落札者取消事案について（指摘 13）</p> <p>入札手続等のミスによる損害の発生を防ぐため、重要書類については、複数者によってダブルチェックを行う体制を整える必要がある。</p> <p>また、重大な業務ミス等が発生した場合は、現場の担当者は直ちにその原因を把握するように努め、その結果を即座に上司に報告し、迅速に解決策が決定されるよう行動しなければならない。少なくとも、原因究明と上司への報告は発生の当日中に行うことが必要である。</p> <p>さらに、こうした業務ミスの発生などの異例事案に対する迅速かつ適切な対応の仕方についても、職場内での意思疎通を図るとともに、危機管理意識の醸成を図ることが必要である。</p>	<p>指摘のあった手続誤りが発生した後、入札を行う際の関係書類は、複数の担当者でダブルチェックを行っています。また、業務ミスなどの異例な事案の発生について、今回の事例を教訓に危機管理意識を持ち、迅速で適切な対応を行うよう財務グループの会議で適宜確認を行うとともに、入札が集中する時期に備えて、直前の平成 28 年 1 月には文書で職員にあらためて周知し、職場内で徹底を図りました。</p>

平成26年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 私立・大学振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
契約管理	<p>(34) 教員が行う研究費等の支出にかかわる契約 手続について（指摘 14）</p> <p>教員が行う研究費等の支出に関して、契約手続上のルールを遵守せず、分割発注、事後申請、検収確認の不備ならびに購入備品の機器構成を細分化するなどして備品選定委員会などの手続を免れるなどの不適正事例があった。</p> <p>財務グループは、取引事実が客観的に立証できるだけの証拠の提出を義務付ける必要があることから、このような教員の取引にあっては、取引事実が確認されない限り支払停止とすべきである。</p> <p>そして、この重大な手続違反が認められる教員については、契約手続執行上の業務命令違反として厳しい処分が行われるべきである。</p> <p>また、備品選定委員会の承認を必要とする1品100万円以上の取引の判定についてであるが、機器装置等を「何々装置一式」として購入するのは、装置の機能発揮のために全体を組み合わせで使用することを想定しているのであるから、これはあくまで一式全体を1品であると考えべきであり、個々のユニットが100万円未満であるから備品選定委員会の承認は不要であるとするのではなく、一式で100万円を超える機器装置等の購入は備品選定委員会の承認手続が必要であると考えられるべきである。</p>	<p>指摘以降、事後申請や検収確認ができないような手続違反に対して、公費支払は行わないこととしています。重大な手続違反として指摘のあった対象教員については、平成27年10月、大学において処分を行いました。</p> <p>また、一式で100万円を超える機器装置等を購入する場合は、必ず備品選定委員会の承認を得るよう徹底を図っています。</p> <p>なお、COC不正経理や包括外部監査指摘を受け、平成27年8月に研究費等執行マニュアルを改正し、2度の説明会を開催して適正執行に向けた周知徹底を図りました。</p> <p>さらに、県立大学の監査体制を充実したうえで、平成27年10月以降、毎月末に内部監査を実施することにより、不適正な事例がないことを事務局挙げて確認しています。</p>

平成26年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 私立・大学振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
公有財産の状況	<p>(38) 備品管理（情報端末含む）と情報漏洩リスクへの対応について（指摘18）</p> <p>10万円以下を含むすべての情報端末（パソコン、タブレットを含む）に関しては、情報流出のリスクは金額に関係なく有しているため、現状実施されている数年に1度の保有状況の報告ではなく、保有状況の報告を毎年求めていくことや、サンプル抽出による財務グループの確認、紛失した際の対応も含めた管理物品に関する規程を整備していく必要がある。</p> <p>さらに、作成した規程が遵守されるように職員に対して、情報端末を含む備品管理の重要性についても研修等を通じて認識させていくことが必要である。</p>	<p>平成27年8月に研究費等執行マニュアルを改正し、備品の取得、処分の具体的な手続を同マニュアルに追記することで備品管理の手続をわかりやすくしました。改正後のマニュアルでは、10万円以下の情報端末も管理物品と同様に保管責任者（購入者）による所在確認を行い、固定資産、管理物品とともに毎年、保有状況の報告を求め、財務グループによる抽出確認を行うこととしています。なお、情報端末等の保有状況については、平成28年3月に確認を行いました。</p> <p>また、情報端末の管理については、紛失の際の個人情報等の漏えいが生じないよう、情報管理に関する遵守事項を定めた規定を平成28年4月1日に施行しました。この規定に基づく研修等を通じて、情報管理の徹底を図ってまいります。</p>

平成26年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 私立・大学振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>公有財産の状況</p>	<p>(39) 図書館における長期延滞者への対応について (指摘 19)</p> <p>長期延滞者の中に、学生・一般人以外にも教員および職員が存在しているが、学生を教育すべき教員等が延滞している状況を連絡調整会議等に報告されていない。長期延滞している状況を学内の会議に公表し、定期的に督促を行うとともに、適切に対応していく必要がある。</p> <p>なお、返却期間到来後1ヶ月経過しても未返却の場合は紛失とみなし、賠償を求めるなど、延滞する者に対する早期対応が必要である。</p>	<p>教員の長期延滞者については、平成26年11月の連絡調整会議で延滞状況を報告しました。今後も、長期延滞が生じるとに当該会議等で報告してまいります。</p> <p>また、返却の促進を図るため、平成27年3月より、返却期限を超過した延滞者に対して図書システムによる自動督促メールの発信を開始するとともに、1年以上の長期延滞の教員に対しては、面談、電話等による直接的な督促を行いました。その結果、平成27年6月30日時点で教員の長期延滞は解消しました。</p> <p>加えて、長期延滞者の縮減対策について、平成27年8月の図書情報センター運営委員会で、図書延滞者への対応状況を報告するとともに、他大学の状況も踏まえ、平成28年2月の同委員会において、長期の延滞図書を紛失とみなし賠償を求める等の延滞縮減策をとりまとめ、延滞の早期対応を進めました。</p>

平成26年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 私立・大学振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>公有財産の状況</p>	<p>(40) 毒劇物の取扱いについて（指摘 20）</p> <p>長期間保有している毒劇物の在庫確認時には、在庫量に加え、必要性の有無も管理責任者に確認し、必要性のない場合は保有リスク等を考慮し廃棄していくことが必要である。</p> <p>また、保管に関して、改めてすべての毒劇物の保管場所の表示方法を確認するとともに、毒物管理簿および劇物管理簿についても記載漏れが無いように改めて管理責任者に指導していく必要がある。</p> <p>なお、複数の学部で同じ毒物を保有しているものも存在しているため、今後は適正管理やコストを考慮し、共同購入も検討していく必要がある。</p>	<p>平成 27 年 7 月開催の環境整備安全委員会の決定に基づき、毒劇物の保管場所の表示や管理簿への記載について複数個所の管理状況を現地確認しました。</p> <p>また、平成 27 年 9 月の毒劇物の在庫確認時に長期間未使用の毒劇物のリストアップと学内公開を行い、約 3 割の再活用を図るとともに、残りの不要毒劇物については、12 月末に一斉廃棄処分を完了しました。さらに、定期報告を求める際には、保管場所の表示や管理簿への記載漏れがないよう周知徹底を図ったうえで、環境整備安全委員会メンバーによる管理状況の現地確認を、平成 28 年 3 月にあらためて行いました。</p> <p>なお、毒劇物の共同購入については、購入者の管理責任が不明瞭となるおそれがあることや調達コストの大幅な削減が難しいことから、その実施に替えて、管理責任者間での情報共有による有効活用を図るべく毒劇物に関する情報窓口を学内ネットワーク上に設け、一層の有効利用を進めることといたします。</p>

平成26年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 私立学・大学振興課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
現状と課題	<p>(6) 自治体連携について（意見 1）</p> <p>県立大学の自治体連携は県東北部におけるものが大半である。県立大学が県東北部に主眼を置いて活動していることは理解するが、地域貢献は滋賀県全体について求められているのであるから、人口の多い大津市および草津市などの湖南地域における包括連携協定の締結にも積極的・能動的に取り組む必要がある。</p>	<p>湖南地域における包括連携協定については、守山市に加え、平成 28 年 3 月に草津市との間で協定を締結しました。まずは、草津市とは、本協定に基づいて水草や外来種問題といった環境分野での連携・協力を進めてまいります。</p> <p>また、平成 27 年 11 月に文部科学省の「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+事業）」の採択を受け、県内 6 大学と県、県内経済団体等との協働のもと、地元志向の教育プログラム改革を進め、地元就職率の向上を図ります。</p> <p>今後とも、地域課題解決に向けた教育研究の成果を活かしつつ、既に協定を結んだ守山市や草津市との取組や COC+事業等を通じて、県南部地域も含めた県全体での地域貢献に一層努めてまいります。</p> <p>※地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+事業） 平成 25 年度から「地域のための大学」として大学の強みを活かしつつ、地域再生・活性化の拠点となる大学の形成に取り組んできた「地（知）の拠点整備事業（COC 事業）」を発展させ、自治体や企業等と協働して学生にとって魅力ある就職先を創出・開拓するとともに、地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革への取組を支援し、地方創生の中心となる「ひと」の地方への集積を目指す。</p>

平成26年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 私立学・大学振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
現状と課題	<p>(3) 県内就職率の向上について（意見 2）</p> <p>県立大学の学生の県内就職率は今回比較した他の公立大学と比べ低い。県内就職率を高めるために、推薦入学枠の拡大についての検討や、より積極的に県内企業へのインターンシップを推進する必要がある。</p>	<p>推薦入学枠の拡大については、文部科学省で検討されている「高大接続システム改革」の入試改革内容を注視しながら、引き続き慎重に検討してまいります。</p> <p>県内就職率の向上と雇用創出に向けた取組については、文部科学省の採択を受けたCOC+事業において、平成 31 年度の県内就職率を平成 26 年度比で 10 ポイント以上向上することを旨とし、県内 6 大学と県、県内経済団体等との連携のもと、中期インターンシップの導入や地元就職率向上のための新規授業の開講等の教育プログラム改革を進めてまいります。</p>

平成26年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 私立・大学振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
現状と課題	<p>(8) 産学官等共同研究件数について（意見3）</p> <p>滋賀県の産学官等共同研究件数に占める県立大学の割合が、滋賀県にキャンパスを有する他大学と比べて明らかに高くなるように、滋賀県と密接な関係にある県立大学としてより積極的な取組に期待する。</p>	<p>県立大学では、地域連携コーディネーター（地域の中小企業や研究機関と大学の研究者とを結びつける役割を担う職員）が中心となり、共同研究件数の増加に向け、本学教員による研究シーズの発表会の開催や県関係機関と共同での展示会への出展等を行い、県などの行政関係機関や企業との連携・交流を進めました。</p>

平成26年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 私立学・大学振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>目標および計画ならびにその評価</p>	<p>(16) 中期計画および年度計画とその評価について (意見8)</p> <p>年度計画の各項目について、それぞれの中期計画の達成にどのように関連しているのかが理解しやすいように記載方法を工夫されたい。また、年度計画の評価においても、その達成状況(進捗状況)が容易に理解できるような具体性をもった記載が望まれる。</p>	<p>平成 28 年度の年度計画は、中期計画との関連性が把握しやすいよう留意しながら策定するとともに、専門用語には注釈を付け、理解しやすくなるように努めました。</p> <p>また、地方独立行政法人法に基づく法人評価を受けるため、県が設置する滋賀県公立大学法人評価委員会に提出する「事業年度に係る業務実績報告書」の作成の際には、中期計画や年度計画の達成状況が把握しやすいよう具体的な記載に努めました。</p> <p>今後も、年度計画が中期計画の達成にどのように関連しているのかが理解しやすくなるよう、記載方法等について引き続き工夫を図ってまいります。</p>

平成26年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 私立・大学振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>目標および計画ならびにその評価</p>	<p>(17) 数値目標について (意見9)</p> <p>数値目標について、現状は中期目標の特定の項目について設定されているが、可能な限りより多くの項目に設定されるよう検討いただきたい。また、数値目標の年度計画への落とし込みも必要であると考え。</p>	<p>現在の中期計画の項目数 (54 項目) のうち、数値目標を設定しているのは 24 項目となっているため、次期中期目標 (計画) から、可能な限り定量的な評価指標を設定するとともに、必要に応じて年度計画への落とし込みを行ってまいります。</p>

平成26年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 私立・大学振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>公的研究費の管理</p>	<p>(21) 利益相反マネジメント委員会の判断基準が曖昧である（意見 12）</p> <p>例えば「兼業報酬」「その他の利益」「兼業活動等」が何を意味するのか、明示・例示されていない。また、数値基準も示されていないため、何をもちいて利益相反とし、自己申告書の対象とするのか、不明確である。</p> <p>今後、利益相反マネジメント委員会が適切な措置を取りやすいように、利益相反の範囲の明確化や客観的な数値基準を設けるべきである。</p>	<p>平成 26 年 8 月の利益相反マネジメント委員会において、利益相反マネジメント委員会の審査対象となる範囲および数値基準を設け、数値基準を示した設問に答える形式で自己申告書を整備しました。</p>

平成26年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 私立学・大学振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>公的研究費の管理</p>	<p>(22) N社との連携に関する利益相反マネジメントの明瞭化について（意見13）</p> <p>N社のような地元企業と様々な形で連携するのは、県立大学として、とても素晴らしい取り組みである。この関係をますます発展させるために、N社との連携内容については、利益相反マネジメントのルールに則って、明瞭化しておくことが必要である。</p>	<p>平成 27 年 7 月に開催した利益相反マネジメント委員会において、N社との産学連携活動内容については、県立大学の規程に則って適切に連携できていることを確認しました。N社との産学連携は、引き続き本学の規程に基づいて適切に管理し、発展させてまいります。</p>

平成26年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 私立・大学振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
授業料等	<p>(25) 授業料計上額の検証について（意見 14）</p> <p>少なくとも半期ごと、授業料計上額について誰が見ても理解できるような形で整理した資料を残すべきであると考えます。</p>	<p>県立大学では、平成 26 年度上期から授業料調定・収入総括表を作成し、大学の財務会計システム、授業料債権管理システムの残高突合を行うことで当資料が正確であることを明らかにすることとしました。</p>

平成26年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 私立・大学振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
授業料等	<p>(26) 授業料の減免について (意見15)</p> <p>留学生に対する減免制度で、経済要件を仕送り等の自己申告のみによることについて、再度、検討されることが望まれる。</p>	<p>平成 27 年度から、留学生に対して、経済的要件を明らかにする書類（母国からの仕送りを受ける通帳やアルバイト料の支払い明細書等）の提示を求めることを事前に周知し、申請時に申告内容の突合・確認をすることとしました。</p>

平成26年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 私立学・大学振興課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
人件費等	<p>(29) インセンティブが働くような法人独自の給与体系が未だ確立されていない（意見17）</p> <p>公立大学法人として滋賀県の直営を離れ、独自性を発揮するだけの素地が用意されている。県立大学の支出の半分以上を占める人件費の執行についても、単に滋賀県と同じ給与体系に従い執行するだけでは、人件費の効率的・効果的な運用という観点から不十分である。</p> <p>特に現状では、人事評価に応じた給与・賞与額の変動を実施しておらず、全職員が毎年一定の号数だけ昇給し、賞与も横並びで支給されている。これは著しく教職員のインセンティブを損なうものであり、人事評価の結果を給与や賞与に反映するような仕組みづくりを行うことが望ましい。</p>	<p>公立大学法人は、独自性を発揮することで、効果的、効率的な運営が求められています。県立大学でも、県の取組を参考に、今年度から職員を対象とする人事評価制度の導入について検討してまいります。</p>

平成26年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 私立・大学振興課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
人件費等	<p>(30) 運営費交付金の算定方法の見直し(意見 18)</p> <p>運営費交付金は、前年度当初予算の人件費、教育経費、研究経費、教育研究支援経費、一般管理費等をもとに算出されているため、理事長はじめ教職員のコスト削減等のインセンティブが働きにくい。</p> <p>インセンティブが働くような運営費交付金の算定方法への変更も含めて、毎年の利益を翌年以降の戦略的投資や教職員の賞与等へのフィードバックなどに活用できるように検討するべきである。</p>	<p>大学の決算において剰余金が経営努力により生じたと知事が承認した場合は、目的積立金として中期計画に定める用途に充てることが認められていることから、県では、現在の運営費交付金の算定方法であっても、大学運営の効率化に対して一定のインセンティブが働いていると認識しています。</p> <p>一方で、大学運営の効率化が今後一層求められることから、県としては、平成30年度から始まる第3期中期計画期間に向けて、他県の状況や県の財政状況を踏まえて、運営費交付金の算定方法の見直しについてその是非を含めて大学側と議論してまいります。</p>

平成26年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 私学・大学振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
人件費等	<p>(31) 事務局職員のプロパー化のさらなる推進 (意見 19)</p> <p>事務局職員の法人職員化は、年に2名のペースで毎年着実に進められている。しかし、法人化されてはや8年が経過している。外部人材の登用も含めて法人職員化をさらに進め、専門性の高い人材の育成をよりいっそう進めることを検討すべきである。</p> <p>今後、滋賀県の人口が減少するなど外部環境が悪化してから専門性の高い人材を育成するのは対応が後手に回ってしまう。今のうちに、職員の法人職員化を迅速に進める方が良い。</p>	<p>県立大学では、公立大学法人移行後、役員会で決定された人事計画に基づき毎年2名程度の法人職員を採用するとともに、概ね2年に一度のペースで大学事務経験者を対象とした採用を行っているところです。</p> <p>今後とも、人事計画を踏まえて事務職員の法人職員化を進め、専門性の高い人材の確保と育成に努めてまいります。</p>

平成26年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 私立学・大学振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
公有財産の状況	<p>(49) 未利用地の活用について（意見 21）</p> <p>十分に活用されていない未利用地を有しているため、更なる有効活用を進めていく必要がある。</p>	<p>湖沼環境実験施設前などの未利用地は、外部への貸出し手続きを進めています。また、災害時航空搬送拠点臨時医療施設と臨時駐車場として利用している人間看護学部横緑地の更なる有効活用について、外部への貸出しを含めて県立大学で検討を進めていきます。</p> <p>※災害時航空搬送拠点臨時医療施設 傷病者を航空機で搬送する前に、最終メディカルチェックを行うために利用する場所 （主に自衛隊基地や公園が利用される。）</p>

平成26年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 私立・大学振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>公有財産の状況</p>	<p>(50) 老朽化対策に伴う備品更新計画の遂行について (意見 22)</p> <p>施設改修および設備・備品等の更新については、滋賀県に多大の財源措置が必要となるが、そのための前提として大学自身が更なる経費削減に努める必要がある。</p>	<p>県立大学の施設・設備の老朽化度に対して長寿命化を図りつつ更新を計画的に行うため、施設・設備更新計画を今年度策定することとしています。</p> <p>また、今後の設備・備品の更新に向けて、大学予算シーリング等による経費削減のほか、学外研究費の獲得等による歳入確保を行い、大学としても更なる経営の効率化に努めています。</p>

平成26年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 私学・大学振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>公有財産の状況</p>	<p>(51) 実習船「はっさか」の運用について (意見 23)</p> <p>実習船「はっさか」の運行は、年間 60 日（主たる利用が半日）程度であることから、研究における有効利用や他への貸出を検討するなどにより、更なる活用を図っていく必要がある。</p>	<p>琵琶湖を調査対象とする県内研究機関に実習船「はっさか」の利用について調べたところ、研究機関すべてが調査船を保有していることから、今後、県内外の研究機関等との共同研究などにより、利活用が図れるよう更に検討を進めてまいります。</p>

平成26年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 私立・大学振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>公有財産の状況</p>	<p>(52) 不要および未利用備品の活用について (意見 24)</p> <p>産学連携センターの実験機器設備について、今後、学内でも利用見込みがない場合、県の関連機関や民間などに情報公開し、活用を求めていく必要がある。</p>	<p>平成 27 年 8 月開催の産学連携センター運営委員会において実験機器の使用状況や対応方針を整理し、学内での利用実績や利用希望がなかった機器について、今年度、県内の研究機関等に対して利活用の希望調査を進めてまいります。</p>

平成26年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 私立・大学振興課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
公有財産の状況	<p>(53) 図書館の利用向上について（意見 25）</p> <p>今後の図書館の利用向上に向けて、実態調査等によるさまざまな数値や図書館全体の運営経費実績などの数値を把握、分析することにより、全国の大学図書館の利用の実態や県立大学の図書館自身の現状を把握した上で、運営コストも勘案しつつ開館日の増加、学生のニーズに対応したプログラムの検討、教員との連携、他図書館の事例検討などを実施していく必要がある。</p>	<p>文部科学省の調査結果と学内の利用実態に関する数値等により、当館と他大学図書館との利用実態の比較、分析を行い、その結果を図書情報センター運営委員会で報告するようにしました。</p> <p>また、学生の図書館の利活用向上を図るため、平成27年6月から、授業期間中の開館時間を9時から8時30分に早めて授業開始前に学生が図書館を利用できるようにし、年間の総開館時間の増加に努めたほか、図書館内の自学自習スペースを充実させ利用環境の向上に取り組んだところです。</p> <p>今後とも他大学等の図書館の取組事例を参考にしながら、引き続き図書館運営の改善方策について検討を進めてまいります。</p>

平成26年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 健康医療福祉部健康医療課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
(1) [総合保健専門学校] 募集定員について (結果)	総合保健専門学校は募集定員が120名に対し、近年は、80名程度の学生しか入学していない。本来、補欠入学者制度の導入等により募集定員に達するまで学生を受入れるのが本筋であるが、看護実習受け入れ医療機関が80名程度の枠しか確保できないという現実の問題がある。その実態に合わせて募集定員を80名まで減らし、その募集定員に見合う人員体制・予算により効率的な学校運営を図る必要がある。	近年、少子化に加え、京阪神における看護系大学の増加、看護職を希望する学生の大学志向により、京阪神に近い守山市にある総合保健専門学校では、実習先の確保、学生の受け入れ実態からも定員数120名を確保することが困難な状態です。 そのため、県立看護師等養成所に関するあり方検討専門部会において、適切に学校を運営できるように適正な定員数について検討を行った結果、平成29年度の入学者から、総合保健専門学校の定員数を変更し、120名定員を80名定員とすることといたします。
(2) [看護専門学校] 入学者について (結果)	看護専門学校は、平成19年に校舎を新築し恵まれた環境にあるが、合格者に対する入学辞退率が60%を超える状況となっており、結果、募集定員が80名に対しその80%程度の充足率になっている。募集定員を前提とした施設や人員配置、コスト等をムダに使用しており、効率的な学校運営ができていない。推薦入学、社会人入学の枠の拡大や補欠入学制度の導入等により入学試験の仕組みを見直し、募集定員に達するまで学生を受入れる対策が早急に必要である。	定員確保については、平成28年度の入学試験から補欠入学制度を導入し、入学者の確保に努めた結果、定員80名に対し、入学者74名となりました。
(3) [県立看護師等養成所] 組織目標について (結果)	県立看護師等養成所は組織目標の目標項目をより具体的に定め、行動計画に落とし込み改善を図る仕組みを検討する必要がある。	毎年、国家試験合格率100%を掲げているところではありますが、平成28年度は、新たに、総合保健専門学校では、ホームページのリニューアルおよびアクセス数の増加、看護専門学校では湖北圏域の地域医療に貢献できる学生の確保のため、オープンキャンパスへの参加者を前年度の10%増とするなど目標項目を具体的に定め、行動計画に落とし込むように改善しました。

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
(4) [看護専門学校] 目標について (結果)	看護専門学校の目標項目に数値目標を定める必要がある。	平成27年度の目標から、各項目ごとに数値目標を設定しました。今後も数値目標を定めた目標にしていまいります。
(5) [健康医療課] 貸与金返還免除等の管理について (結果)	貸与金返還免除手続きにおいて、毎年の就業の確認を本人からの定期報告書によって行っているが、その際、就業証明書を提出させていない。猶予申請時および就業先変更時、返還免除時に就業証明書を受領しているとのことであるが、貸与金の性格上、貸与条件に合致しなくなった場合には遅滞なく資金返還してもらうのは当然であり、手続上の見直しが必要である。	毎年の就業の確認を行うため、本人から提出していた定期報告書に、平成27年度から就業証明を取り入れています。
(6) [県立看護師等養成所] 入学者数が定員を大きく割り込んでいる (結果)	総合保健専門学校、看護専門学校ともに入学者数が慢性的に定員割れしている。特に総合保健専門学校においては1クラス分相当の定員割れを起こしている。実習先の確保、学生の受入れ実態を考慮して定員数を削減するとともに、それに応じた適正な教員数の配置を検討すべきである。 また今後、現状よりもさらに県立看護師等養成所への入学者数が減少するようであれば、県立看護師等養成所のあり方を再検討しなければならない。	近年、少子化に加え、京阪神における看護系大学の増加、看護職を希望する学生の大学志向により、京阪神に近い守山市にある総合保健専門学校では、実習先の確保、学生の受入れ実態からも定員数120名を確保することが困難な状態です。 そのため、県立看護師等養成所に関するあり方検討専門部会において、適切に学校を運営できるように適正な定員数について検討を行った結果、平成29年度の入学者から、総合保健専門学校の定員数を変更し、120名定員を80名定員とすることといたします。 また、看護専門学校につきましては、平成28年度の入学試験から補欠入学制度を導入し、入学者の確保に努めた結果、定員80名に対し、入学者74名となりました。
(7) [総合保健専門学校] 随意契約における複数者見積徴取について (結果)	毎年行われている便検査とX線検査の契約については、3年間とも予定価格が100万円以下であることから随意契約が行われている。毎年3者に見積合せを依頼しているが、採用業者である滋賀県健康づくり財団以外の2者はいつも見積辞退であり、実質的には1者見積となっている。いつも辞退する者に見積書の提出依頼をしても、これでは複数者との見積合せを行ったとはいえない。実質的に複数者が見積に参加するよう、見積依頼先を増やすべきである。	平成27年度から、見積依頼を業務実施が可能な県内業者すべて（4事業者）に対して行い、執行しています。

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
(8) [看護専門学校] 随意契約における複数者見積徴取について (結果)	<p>毎年行われている学生肝炎検査業務委託の契約については、3年間とも予定価格が100万円以下であることから随意契約が行われている。毎年、見積書提出依頼は2者に行われているが、3年間とも同一業者であり、採用業者である滋賀保健研究センターだけが3年間とも同一内容の見積書を提出し、もう1者の近畿健康管理センターは3年間とも見積辞退である。2者のうち、同一の1者はいつも見積を辞退するのであるから、これでは複数者との見積合せを行ったとはいえず、実質的には1者見積となっている。実質的に複数者が見積に参加するように見積依頼先を増やすべきである。見積依頼先については、総合保健専門学校と足並みをそろえて対処すべきであると考え</p>	<p>平成 27 年度から、見積依頼先を県内 4 事業者を増やし執行しています。</p>
(9) [県立看護師等養成所] 実地検査の方法と実施記録について (結果)	<p>備品などの現物を確認する際には、作業品質を一定し確認作業を改善していくため、責任者、確認対象、確認手順等を明示した実施マニュアルを作成する必要があるとともに、現物確認の実効性を高めるため、結果を実施票として提出する必要がある</p>	<p>備品などの現物確認にあたって、平成 27 年度に実施結果の確認も含めた作業の手順書を作成し、現物確認作業を実施しております。</p>
(10) [総合保健専門学校] 供用物品一覧表と備品・消耗品点検表等について (結果)	<p>現物確認に用いられる備品・消耗品点検表および教材備品台帳には、本来の備品台帳である供用物品一覧表の物品番号が記載されておらず、供用物品一覧表との整合性が不明であるため、備品・消耗品点検表および教材備品台帳には物品番号を記載する必要がある。</p>	<p>平成 27 年度から備品・消耗品点検表および教材備品台帳には、物品番号の記載を行いました。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
(11) [総合保健専門学校] 簿外資産の廃棄について(結果)	帳簿上は廃棄処理されていたが、現物が存在していた資産(ATOM胎児監視装置)については廃棄漏れのため廃棄する必要がある。	帳簿上廃棄処理されていた資産(ATOM胎児監視装置)については、平成27年3月に廃棄しました
(12) [総合保健専門学校] 長期未使用の毒劇物について(結果)	利用予定がないにも係わらず長期間保有し続けている毒劇物が存在している。在庫確認時には、在庫量に加え、必要性の有無も管理責任者に確認し、保有リスクを回避するため、必要性がない場合には廃棄をしていくことが必要である。	長期間保有し続けていた毒劇物(水銀)については、平成27年2月に廃棄いたしました。
(13) [看護専門学校] 図書館のパソコンの更新について(結果)	図書館にあるビデオ教材を観るウィンドウズXPを搭載したパソコンについては、インターネットに接続可能であるため、パソコン本体の更新などの対応を行う必要がある。	平成27年7月にWindows 7機2台を調達し、更新しました。

平成26年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 健康医療福祉部健康医療課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
(1) [総合保健専門学校] 設置について(意見)	総合保健専門学校の建物は老朽化しており、設置場所や建て替えも含めて検討する時期に来ている。近隣地域に多くの看護師養成所があり、看護職員数の人口比の低い地域の看護師の担い手育成施設を検討すべきと考える。	近年、少子化に加え、京阪神における看護系大学の増加、看護職を希望する学生の大学志向により、京阪神に近い守山市にある総合保健専門学校では、実習先の確保、学生の受入れ実態からも定員数120名を確保することが困難な状態です。 そのため、県立看護師等養成所に関するあり方検討専門部会において、適切に学校を運営できるように適正な定員数について検討を行った結果、平成29年度の入学者から、総合保健専門学校の定員数を変更し、120名定員を80名定員とすることといたします。
(2) [県立看護師等養成所] OB等の活用(意見)	総合保健専門学校および看護専門学校は、県立の看護師等養成所として、そのOB組織を活用し、例えば卒業生からの相談対応や同窓会との交流を通じて、卒業生の看護師の離職防止やリタイヤしている潜在的看護師の復職等を支援するための仕組みを検討し、積極的に取り組むことが望まれる。	離職防止や復職支援については、県の取り組みとしてナースセンターで取り組んでいきます。学校としては、卒業生に近隣の実習先施設への就業者が多いことなどもあって、従来から相談には応じていますが、さらに卒業生相談窓口の設置や、各病院へのアナウンスなどにより、体制の強化を図ることとしています。また、同窓会との交流の機会も積極的に活用して、引き続き支援等を行ってまいります。
(3) [県立看護師等養成所] 中・長期計画(意見)	県立看護師等養成所の中・長期計画がなく、単年度の組織目標や目標項目が中・長期的な方向性とリンクしていない。将来構想を明確にして、中・長期計画を策定することが望まれる。	医療提供体制の状況を踏まえて、「県立看護師養成所のあり方専門部会」のなかで、中長期的な方向について検討しています。
(4) [県立看護師等養成所] 評価制度(意見)	県立看護師等養成所は、将来的には第三者による評価制度を導入することが望まれる	両校ともPDCAサイクルによる自己評価を実施し、ホームページで公表しているところです。看護専門学校では、平成26年度から学校関係者評価に取り組んでおり、総合保健専門学校においても今年度より実施します。 今後、第三者評価制度の導入についても検討してまいります。

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
(5) [総合保健専門学校] 授業料計上額の検証について(意見)	半期ごと、授業料計上額が適正であることを示す資料を整理し保管すべきである。	平成26年度から、授業料の調定一覧を資料として整理し保管しています。
(6) [健康医療課] 資金貸与制度とその管理(意見)	財政課に引き継ぐまで催促等に時間がかかり業務が効果的でないと考えるので、返還遅延者については専門部署である財政課に早期に引継ぐほうがよいと考える。	返還遅延者については、催促を計画的に行い、専門部署である財政課に引き継ぐよう努めます。
(7) [県立看護師等養成所] 不要および未利用品の活用および売却について(意見)	不要および未利用品についても他の施設での活用を求めていくとともに、活用されない場合でも単に廃棄とするだけでなく売却も検討していく必要がある。	不要および未利用品については、総合事務支援システムの掲示板「譲りますコーナー」を利用し、活用に努めています。また、活用されない場合も、単に廃棄とするのではなく、売却も検討していきます。なお、総合保健専門学校では、平成26年度に活用されていないピアノを売却しました。 看護専門学校 平成27年度リース終了後のPC(XP機)を売却しました。
(8) [県立看護師等養成所] 蔵書リストの有効利用について(意見)	県立看護師等養成所の両校の蔵書種類について、医学書と看護学書が補完しあう状況で保有されているため、両校の書籍のリストを参照できるようにすることにより、蔵書購入に利用していくことが望まれる。	保健師助産師看護師学校養成所指定規則上、それぞれの学校で必要な図書を備えるのが原則です。それぞれの学校で作成した蔵書リストを相互に共有し、教育指導上の情報共有に努めています。
(9) [県立看護師等養成所] 教材等の共同購入について(意見)	県立看護師等養成所の両校の教材等の購入に関して、共同購入できるものがあれば、両校を統括する健康医療課の協力を得て調達コストを下げることが望まれる。	該当する教材等があれば、健康医療課、両県立看護師等養成所とで協議の上、実施してまいります。

平成26年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 農業経営課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
現状と課題	<p>(1) [農業大学校] 募集定員について(結果)</p> <p>農業大学校の養成科（2年コース）は、募集定員が30名にも関わらず、過去10年間に於いて出願者数さえ30名を超えた年が2度しかなく、長年にわたり、その70%程度の学生しか入学していない。募集定員を前提とした施設や人員配置コスト等と合致しておらず、効率的な学校運営ができていない。</p> <p>まず、出願者を増加させ定員充足するための具体的な行動計画を策定するとともに、着実に実行に移し定員を充足する必要がある、早急に実現できなければ、実態に即して募集定員を減らし、教員の人員削減等のコストダウンを図るしかない。</p> <p>(2) [農業大学校] 畜産専攻コースおよび茶専攻コースについて(結果)</p> <p>農業大学校の畜産専攻コースは過去10年間の学生数は、平均で1名程度、茶専攻コースは10年間のうち8年間は学生がゼロとなっている。また、畜産専攻コース、茶専攻コースとも農業大学校内に実習地はなく移動も非効率である。また、畜産専攻コースを維持するために入学者0人の年度があるにもかかわらず、教務担当職員を要している。両専攻コースの廃止も視野に入れる必要があり、滋賀県全体の畜産、茶の担い手育成は、農業大学校以外の県の施策により確保を図る方が効率的である。</p>	<p>出願者を増加させ、定員を充足させるため、平成27年6月に具体的な行動計画を策定し実行しています。</p> <p>従来から県内の全高校へ募集活動を行ってきたところですが、新たに県広報誌・ラジオを活用した学生募集やTV放送による学校紹介を実施するとともに、県内の普通科を含む全高校を複数回訪問するようにしました。特に農業系高校に対しては、体験入学や特別講座等で、教職員からの説明だけでなく、在校生から学校の魅力を語る取組や、連携会議などを通じて卒業後の進路状況や各種支援制度を説明する等、募集活動の強化に努めてきました。</p> <p>その結果、平成28年度入学の出願者は34名となり、30名を合格としましたが、入学辞退が2名あり、平成28年度の入学生は28名となりました。</p> <p>今後も、海外農業研修制度の活用等農業大学校の進学意欲を高める取組を図っていく等、行動計画に基づき、定員充足に向け学生募集活動を強化して参ります。</p> <p>近江牛、近江の茶は、滋賀県農業の基幹品目であり、県では生産振興に力を注いでいるところですが、昨年10月のTPP大筋合意をはじめ、経済情勢や生産構造の大きな変化に対応するため、さらなる生産力強化、産地活性化対策を講じる必要があります。このため、平成27年度改定した「滋賀県酪農・肉用牛生産近代化計画」および「『近江の茶』生産振興計画」において、農業大学校を担い手育成の場として位置付けたところです。</p> <p>農業大学校は、技術・経営・人間教育を総合的に行う県唯一の担い手育成機関であり、両専攻コースが果たす役割も増大することから、(1)の取組と合わせて、両専攻コースにおいては、カリキュラムを充実させ、次代を担う学生を育てて参ります。</p> <p>なお、畜産専攻コースの教務担当職員には、嘱託職員を充て、経営コストの削減に努めています。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
現状と課題(つづき)	<p>(3) [農業大学校] 農業高校との連携について(意見)</p> <p>農業高校との連携をより強化し、農業高校からの入学者の増加に傾注し、高校3年間、農業大学校(専修学校)2年間の長期的な視野で滋賀県の若い担い手ができる体制を確立する取り組みに期待する。</p> <p>(4) [農業大学校] 出願者について(意見)</p> <p>農業大学校は平成19年4月に専修学校となっているが、それにより出願者数が増加しておらず、当初想定したメリットを各高等学校の学生に訴求できているか、現状を把握分析し対応することが必要である。</p>	<p>従来から行っている農業系高校との連携会議において、農業大学校への希望、意見を聞くとともに、高校3年間+農業大学校2年間による担い手の確保について議論し、より連携を深めました。</p> <p>滋賀県高等学校農業教育研究会と連携して、農業系高校生に対するアンケート調査を実施し、専修学校のメリットの理解度と農業大学校へのニーズ等を把握して、現状分析を行い、出願者を増やすための対応策を検討、実施します。</p>
目標および計画 ならびにその評価	<p>(5) [農業大学校] 年度計画とその評価について(結果)</p> <p>農業大学校は専修学校として、独自の各年度計画(目標)を策定し、その評価を行うことにより業務改善を図るPDCAサイクルを導入する必要がある。</p>	<p>これまでの教育内容や学習環境に関する学生および職員の評価をもとに、人材育成、就農促進、研修充実、教育交流など専修学校の目標を設定しました。</p> <p>また、従来の内部評価に加え、平成27年度からは保護者による評価や、外部評価を実施し、PDCAサイクルによる改善に活かします。</p>
人件費等	<p>(6) [農業大学校] 学生数増加のための取組が必要(意見)</p> <p>生徒数充足のための取り組みが不足しているのではないか。青年就農給付金の周知、活用の促進などを通して、定員充足さらには定員数増加のためのいっそうの取組を期待したい。</p>	<p>学生にとってメリットのある「青年就農給付金」については、既に高校生を対象としたガイダンスにおいて説明していますが、昨年度は、農業系高校の進路指導担当教諭に対して説明を行いました。今後は県内すべての高校に対してあらゆる機会を通じて周知を行い、学生数増加につなげていきます。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
契約管理	<p>(7) [農業大学校] 同一業者と改めて契約を行う場合の必要書類の提出について(結果)</p> <p>同一業者と改めて契約を行う場合でも、新たに契約を締結するのであるから、たとえ業務の実施体制等に変更がなく、提出書類の記載内容に変更がない場合であっても、当然仕様書に定められている書類を新たに提出する必要がある、これを省略することは認められない。</p> <p>今後、定められた書類が提出されているかを必ず確認するよう指導を徹底する必要がある。</p>	<p>ご指摘の件は、本来、契約締結後速やかに提出されるべき業務計画書、業務責任者等届などの必要書類が未提出だったものであり、当監査で判明した後、直ちに業者に提出を求め、必要書類を整えました。</p> <p>以後は、定められた提出書類の漏れがないか確認を徹底しています。</p>
公有財産の状況	<p>(8) [農業大学校] 電子図書の実績把握について(結果)</p> <p>ルーラル電子図書に関しては、貸出実績に相当するアクセス数を把握することにより費用対効果を確認しておく必要がある。</p> <p>(9) [農業大学校] 実地検査の状況と実施記録について(結果)</p> <p>備品などの現物を確認する際には、作業品質を一定にし、確認作業を改善していくため、責任者、確認対象、確認手順等を明示した実施マニュアルを作成する必要があるとともに、現物確認の実効性を高めるため、実施結果を実施票として提出する必要がある。</p>	<p>ルーラル電子図書については、ゼミナールなど日々の文献検索や、プロジェクト学習および卒業論文の作成等に活用しているところですが、ご指摘を受け、アクセス数を月ごとに把握するようにしました。</p> <p>平成27年度(平成27年4月～平成28年3月)の利用件数は1,461件、閲覧頁数8,690頁で、契約金額で割り戻すと1件当たり71円、1頁当たり12円となります。最新の情報を利便性良く活用できる電子図書は、加除式の書籍の購入に比べ、十分に効果的な活用ができていると認識しております。</p> <p>従来の「重要物品一覧」に加え、実施マニュアルに相当するものとして、対象品目ごとに確認年月日、確認者氏名、保管場所変更の有無、備品シールの有無等のチェック欄を設けた「現物確認結果表」を作成し、平成27年度から備品確認時に使用しています。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
公有財産の状況 (つづき)	<p>(10) [農業大学校] 劇物および農薬の保管関係について (結果)</p> <p>① 規程の見直しについて 劇物を保有しているが、現状の規程の内容では、劇物に関する必要な取扱いを示されていないため、毒物および劇物取締法(昭和25年法律303号)に基づいて遵守すべき内容を示した規程を作成する必要がある。</p> <p>② 農薬受払い簿の記載について 農薬は年度末に在庫確認も行われているが、農薬受け払い簿の中には、平成24年3月31日で記載が止まっているものが散見される。たとえ、在庫量に変化していなくても、確認した日の日付、担当者、在庫量を記載する必要がある。</p> <p>③ 劇物の保管方法について 倉庫は鍵がかかるとはいえ授業のための出入りが行われる。その中に保有する劇物を厳重に管理するために、劇物専用の鍵付きのキャビネットに保管するなどの対応が必要である。</p> <hr/> <p>(11) [農業大学校] 倉庫の在庫表の作成について(意見)</p> <p>劇物、農薬に関して農薬受払い簿はあるが、年度末でどれだけの在庫が存在するかを記載した在庫表が作成されていない、農薬倉庫の在庫確認を行い農薬受け払い簿も作成されているのであれば、年度末に存在する農薬倉庫の在庫表を作成し、倉庫全体の保管料を把握しておく必要がある。</p> <p>また、倉庫の中の農薬を確認しにくい状況になっている、農薬などの紛失を防止するためにも倉庫の整理整頓をする必要がある。</p>	<p>① 平成27年2月から、現状の「学生実習におけるリスク管理票」に、劇物の取扱い・保管管理に関する事項「劇物については専用の鍵付き保管庫(劇物の表示あり)で保管する」を追加しました。</p> <p>② 平成27年3月から、在庫量に変化のない農薬についても、年度末に受払い簿に日付、担当者、在庫量を記録し、管理職員による確認を行うようにしました。</p> <p>③ 平成27年4月から、農薬庫の中に劇物専用の鍵付きキャビネットを設置し、より厳重な管理に改めました。</p> <hr/> <p>ご意見を受けて、年度末の在庫確認結果を整理した在庫表を作成するとともに、倉庫内の整理整頓を行い、農薬等の適正管理を徹底しました。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
その他	<p>(12) [農業大学校]生産物代金の管理について(結果)</p> <p>農業大学校は、直売での生産物販売代金の管理において、現金出納帳の作成や現金実査を行っていないため、現金残高が把握しづらい状況にある。保管されている現金残高を適正に管理するため、体制を見直す必要がある。</p>	<p>平成27年2月から、現金出納簿を作成し、生産物の担当者および現金出納を記載する管理職員が現金実査を行う二重チェックが働く体制としました。</p>
	<p>(13) [農業大学校]生産物の管理について(意見)</p> <p>生産物を適正に管理するためには、受払記録に圃場からの収穫量についても記録されることが望まれる。</p>	<p>ご意見を受け、ほ場からの収穫量を把握するために、生産物の受払い記録を記入する「受払い簿」を作成し、生産物の管理を行うよう改めました。</p>
	<p>(14) [農業大学校]金庫（保管庫）内の管理について (意見)</p> <p>金庫（保管庫）には、通常は重要な物品等を保管するのが常識であり、その管理は複数の人数により内部牽制を働かせ、適切な管理体制に見直す必要がある。</p>	<p>監査後速やかに、保管されていた不要な（組織改編に伴う以前の）公印や（使用されなくなった施設の）鍵等は、廃棄処分するとともに、金庫（保管庫）の開閉や保管物の管理については、複数の職員による確認を行い、内部牽制が働くように改めました。</p>